

豊島区
国民健康保険課
からの
お知らせ

10月から国民健康保険料は 年金から引き落とされます

令和6年10月から、ご世帯の国民健康保険料を年金から天引き(特別徴収)させていただくことになりました。別紙の「国民健康保険料決定(変更)通知書」によりお知らせします。

なお、7月に介護保険料と合算して再度判定を行った結果、年金からの天引き(特別徴収)が中止になる場合もあります。

特別徴収

開始になる とき

下記①～④すべての条件を満たすと年金からの天引き(特別徴収)が開始されます。

- ① 世帯主が、国民健康保険に加入している。
- ② 国民健康保険の加入者全員が65歳以上である。
- ③ 介護保険料が年金から天引きされている。
- ④ 介護保険料と国民健康保険料の合計が年金受給額(★)の1/2を超えない。
ただし、①～④に該当する世帯でも、(ア)・(イ)に該当する場合は対象外。
(ア)国民健康保険料を口座振替により納付している。
(イ)令和7年3月31日までに世帯主が75歳になる。

(★)複数の年金を受給している場合、介護保険法施行令第42条に規定される優先順位の高い年金額のみで判定します。

特別徴収

中止になる とき

下記①～⑥いずれかの条件に該当するとき、年金からの天引き(特別徴収)が中止になります。

- ① 7月の介護保険料との合算判定で、介護保険料と国民健康保険料の合計が年金受給額の1/2を超えたとき。
- ② 年度最初の保険料納付期限(令和6年6月30日)までに年間保険料を全額支払ったとき。
- ③ 特別徴収額が減額になるとき。
- ④ 年金の支払いが停止されたとき。
- ⑤ 世帯主が国保の資格を喪失したとき。
- ⑥ 納付方法を口座振替に変更したとき。

※①～④の場合、翌年以降の判定により再度特別徴収が開始されることもあります。

※年度途中で年金からの天引き(特別徴収)が中止となった場合や保険料が増額になった場合には、納付書払い(普通徴収)となります。

その場合には、別途通知を送付します。

【今後のお支払い方法】

令和 6 年度						
6 月期	7 月期	8 月期	9 月期	10月期	12月期	2月期
納付書	納付書	納付書	納付書	10 月分 年金から 徴収	12 月分 年金から 徴収	2 月分 年金から 徴収
納付書払い(普通徴収)				特別徴収(本徴収)		

- ・令和 6 年度の年金からの特別徴収は、年間保険料の1/2を3回に分けて徴収します。
- ・具体的な金額は、同封の「国民健康保険料決定(変更)通知書」をご確認ください。

令和 6 年度	令和 7 年度 *令和 8 年度以降も同様の考え方					
2月期	4月期	6月期	8月期	10月期	12月期	2月期
2 月分 年金から 徴収	4 月分 年金から 徴収	6 月分 年金から 徴収	8 月分 年金から 徴収	10 月分 年金から 徴収	12 月分 年金から 徴収	2 月分 年金から 徴収
	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		



4・6・8 月期は前年度 2 月期
と**同額**をそれぞれ徴収します



令和 7 年度保険料総額から仮徴収
額を引いた残りの額を徴収します

特別徴収はお支払方法を口座振替にすると中止されます

口座振替をご希望の方は、同封の「口座振替依頼書」にてお申込みください。
 なお、特別徴収の中止は、口座振替依頼書によるお申込み後、およそ3～4か月後です。
 口座振替の開始月は後日郵送にてお知らせいたします。

